

第5章 農産園芸局

第1節 農業生産体制強化 総合推進対策

1 対策の趣旨

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴う新たな国境措置のもとで、我が国農業を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業として次世代に受け継いでいくためには、「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成4年6月10日農林水産省公表。以下「新政策」という。）及び「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」（平成6年8月12日農政審議会報告）に即して、我が国農業の生産体制の抜本的な強化を図っていくことが必要である。本対策はウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成12年までに、生産性の向上、農産物の高付加価値化等に資する施設整備に重点を置きつつ、新技術、新たな生産方式等の導入等によって、効率的・安定的経営体育成の加速化、作物・地域の特色に対応した多様な農業生産の振興等により、国内農業生産体制の抜本的強化を目指すものである。

このため、本対策においては、畜産との関連を十分考慮しつつ、地域の主要作物を中心とした農業生産の総合的な振興に関する計画を作成するとともに、これに基づき、共同利用機械・施設の整備、小規模土地基盤整備、担い手への技術・経営指導、新技術の実証等を内容とする事業（以下「農業生産体制強化総合推進対策事業」という。）を普及組織の濃密な指導・援助の下に総合的・計画的に実施するものとする。

2 対策の目標

この対策は、地域の諸条件に対応し、地域内の農業者等の総意の反映に努め、当該農業者の自主性と創意工夫の十分な発現によって、新政策が示す効率的・安定的な農業経営が生産の大宗を担うモデル産地の育成を図ることにより、国際環境の変化に対応した我が国農業の生産体制の抜本的強化を図るという観点から、次の事項を目標として推進するものとする。

(1) 地域、産地等の段階における経営体等を中心とし

た農業生産体制（システム）の確立、新技術・経営方式の導入・実証、将来の経営体を支える青年農業者等の優れた人材の育成確保、生産性の高い水田営農の推進等を通じた効率的・安定的経営体育成の加速化

(2) ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れによる関税化品目等の生産・流通体制の強化、中山間地域等を中心とした高付加価値型農業の推進等地域・作物の特色に対応した多様な農業生産の振興

(3) 環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の確立

(4) (1)から(3)を通じた生産性や品質の向上等を基本とした農業生産体制の抜本的強化

3 対策の概要

農業生産体制強化総合推進対策の進め方、内容等について次のようにある。

(1) 地域の農業生産に関する総合的な 振興計画等の策定

都道府県知事又は市町村長は、農業生産の総合的な振興に関する各般の施策を推進するに当たって、平成12年度を目標とする都道府県農業生産総合振興基本方針（以下「県振興基本方針」という。）又は市町村農業生産総合振興計画（以下「市町村振興計画」という。）を次により策定するものとする。

なお、県振興基本方針及び市町村振興計画は、畜産再編総合対策基本要綱（平成7年4月1日付け7畜B第370号農林水産事務次官依命通知）第3に基づく振興計画等と一体的に策定するものとし、また、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「経営基盤基本方針」という。）、第6条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「経営基盤基本構想」という。）、緊急生産調整推進対策実施要綱（平成10年4月8日付け10農産第1400号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急生産調整対策要綱」という。）第4に基づく都道府県生産調整推進基本方針及び市町村生産調整推進基本計画並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第4条に基づく農林

業等活性化基盤整備計画との連携に留意するものとする。

ア 県振興基本方針

都道府県知事は、「新政策」、「稲作以外の主要経営部門についての経営の展望と政策展開の基本方向」(平成5年9月29日農政審議会報告), 経営基盤基本方針, 経営基盤基本構想, 農林業等活性化基盤整備計画, 「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」及び各作物に係る生産の振興に関する計画等における農業生産の基本方向(以下「農業生産の基本方向」という。)に即し, 次に掲げる事項を内容とする県振興基本方針を策定し, 地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農産園芸局長, 沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

(ア) 農業生産の総合振興に関する基本方針

(イ) 主要作物の生産振興方針

(ウ) 効率的・安定的な農業経営の基本指標

(エ) 経営体を支える人材の育成確保方針

(オ) 将来の農業生産のモデルとなり得る地区の育成のための各種事業の導入方針

(カ) 緊急生産調整推進対策(緊急生産調整対策要綱に基づく緊急生産調整推進対策をいう。以下同じ。)の推進方針

(キ) その他必要な事項

イ 市町村振興計画

市町村長は、県振興基本方針に即して、次に掲げる事項を内容とする市町村振興計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、市町村振興計画が提出されたときは、地方農政局長に提出するものとする。

(ア) 農業生産の総合振興に関する基本方針

(イ) 主要作物の生産振興方針

(ウ) 効率的・安定的な農業経営の基本指標

(エ) 経営体を支える人材の育成確保方針

(オ) 将来の農業生産のモデルとなり得る地区の育成のための各種事業の導入方針

(カ) 緊急生産調整推進対策の推進方針

(キ) その他必要な事項

ウ 県振興基本方針又は市町村振興計画の見直し及び変更

(ア) 都道府県知事又は市町村長は、県振興基本方針又は市町村振興計画の見直しを適宜行い、必要に応じて当該県振興基本方針又は市町村振興計画の変更を行うものとする。

(イ) 県振興基本方針又は市町村振興計画の重要な変更は、ア又はイに準じて行うものとする。

(2) 事業の実施

ア 事業の実施方針

(ア) 農業生産体制強化総合推進対策事業は、地域の実情に応じつつ、本対策の各種事業を適切に組み合わせるとともに、畜産再編総合対策(畜産再編総合対策基本要綱に基づく畜産再編総合対策をいう。)との総合的実施に配慮するほか、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

また、緊急生産調整推進対策の着実な推進に配慮するものとする。

(イ) 農業生産体制強化総合推進対策事業は、市町村振興計画(ただし、都道府県の区域を対象とする広域的な事業等にあっては、県振興基本方針とする。)に基づき地域農業の生産体制の強化のために実施するモデル性を有する事業であり、事業実施主体が事業の実施計画を作成し、おおむね6年間にわたって計画的に実施するものとする。

イ 事業の内容

(ア) 農業経営育成対策事業

この事業は、地域、産地等の段階で今後育成すべき経営体等を明確化し、新技術や新たな生産方式の導入を通じて、これらを核とした農業生産体制(システム)の確立を図るとともに、将来の経営体が具備すべき新技术・経営方式の導入・実証、将来の経営体を支える青年農業者等の優れた人材の育成確保等経営体育成の加速化を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

(イ) 地域農業生産再編特別対策事業

この事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れによる関税化品目等の生産・流通体制の緊急的な整備、主要畑作物の主産地化、立地条件等を活かした高付加価値型農業の産地育成、中山間地域等における新作物の導入等を推進し、多様な地域農業の展開を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

(ウ) りんごわい化栽培等緊急推進対策事業

この事業は、国際化に対応し、果樹の生産改善を推進するため、りんごのわい化栽培、うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接等を緊急に推進するために必要な条件整備事業を実施するものとする。

(エ) 生産高度化基礎条件整備推進対策事業

この事業は、生産性の向上及び高品質生産の実現のために、地力の増進、優良種子・種苗の供給等基礎的な条件の整備を進めるために必要な各種事業を実施するものとする。

(オ) 持続的農業総合対策事業

この事業は、農業の環境への負荷の低減を図りつつ、

たい肥等の有機性資源を活用した土づくりと化学肥料・農薬の節減を併せて行う高度な農業生産方式の導入を促進するために必要な各種事業を実施するものとする。

(カ) 麦大豆品質向上定着特別対策事業

この事業は、麦・大豆について、実需者ニーズ又は品質評価に基づいた品質の向上・安定化を実現するため、実需者との連携の下に、産地ごとの目標を明確化し、品質の向上のための技術体系の確立、担い手の育成・規模拡大の促進等により効率的な生産・品質管理システムの構築を推進するために必要な各種事業を実施するものとする。

(キ) 水田麦・大豆等生産振興緊急対策事業

この事業は、水田を活用した麦・大豆等の生産について、生産性や品質の向上等の課題に対応した水田営農を推進するために必要な各種事業を実施するものとする。

表1 予算額

	11年度
農業経営育成対策事業	135億円
地域農業生産再編特別対策事業	63億円
りんごわい化栽培等緊急推進対策事業	20億円
生産高度化基礎条件整備推進対策事業	17億円
持続的農業総合対策事業	24億円
麦大豆品質向上定着特別対策事業	64億円
水田麦・大豆等生産振興緊急対策事業	130億円
推進指導	5億円
合計	457億円

第2節 緊急生産調整推進対策

1 緊急生産調整推進対策

(1) 米の生産調整の経緯

米の生産調整については、稲作転換対策(昭和46~50年度)、水田総合利用対策(昭和51、52年度)、水田利用再編対策(昭和53~61年度)、水田農業確立対策(昭和62~平成4年度)、水田営農活性化対策(平成5~7年度)、新生産調整推進対策(平成8、9年度)に続いて、10年度から緊急生産調整推進対策を実施している。

(2) 緊急生産調整推進対策の概要

ア 趣旨

平成6年からの4年連続の豊作による需給の大幅な緩和といった状況等を克服するため、平成9年11月20日に「新たな米政策大綱」を決定し、その中において生産調整対策、稲作経営安定対策及び計画流通制度の運営改善の三つを基軸とする総合的な対策を講じるこ

としたところである。

このうち、生産調整対策については、大幅な需給緩和状況を背景とする自主流通米の価格の下落に歯止めをかけ、我が国の稻作経営の将来展望を切り拓くために、緊急に生産調整規模を拡大して取り組むこととしている。

あわせて、生産調整対策の推進に当たっては、水田の有効利用と合理的な営農の実現を図る観点から、麦、大豆、飼料作物等の他作物を取り込み、稲作・転作が一体となった望ましい水田営農の確立を図ることが必要である。

のことから、生産調整の着実な実施による米の需給均衡の早期回復と稲作・転作が一体となった望ましい水田営農の確立に重点を置いてその推進を図っている。

イ 生産調整対象水田面積等

(ア) 生産調整対象水田面積の決定の原則

a 需給均衡の回復を図るための生産調整については、平成12年10月末の国産米在庫を適正な備蓄水準(150万トンを基本とし、上限は200万トン)にまで縮減することを目指して、平成10・11年度と実施することとし、平成11年度の生産調整目標面積は、平成10年度と同規模の963千haとしている。

b 生産調整目標面積を達成しても作況によって効果が減殺される場合もあることから、都道府県別生産調整目標面積のほかに生産目標数量を参考として示している。

(イ) 農業者別の生産調整対象水田面積の決定

a 農業者別の生産調整対象水田面積は、食糧法に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画に定める米穀の生産目標を基礎とし、国から都道府県、市町村、農業者の順に決定し、通知する。

b aの決定手続に先立ち、全体需給の調整を図る観点から、都道府県、市町村の順に行政機関及び農業団体等が、あらかじめ生産調整目標面積を提示する。なお、平成11年度の都道府県別の生産調整目標面積も平成10年度と同規模としている。

市町村段階では、農業者・地域の自主性の尊重の観点から、市町村別生産調整目標面積を踏まえて策定した生産調整の実施方針を農業者に提示しつつその希望を聴くとともに、とも補償事業や地域間調整活動等を行うことにより、農業者の意向が極力反映されるよう十分な調整を行った上で決定している。

ウ 生産調整推進のための助成措置

需給調整に貢献している生産調整実施者(目標達成率100%以上の農業者)の経営安定を図り、生産調整に

伴う不公平感を改善することを通じ、生産調整の円滑かつ実効ある推進を図るため、以下の対策を一体的に実施している。

(ア) 米需給安定対策

「とも補償」の考え方を全国的に展開し、全国各地の農業者の公平な拠出（水田面積10a当たり3千円）と政府の助成による資金を造成し、この資金から生産調整の取組の実態に応じて生産調整実施者にとも補償金を交付している。

特に平成11年度については、未達成地域の解消等を通じ全国での着実な推進を図るため、超過達成者に対する支援（超過達成分について10aあたり5千円）を実施している。

(イ) 水田営農確立助成金

転作の定着化と水田経営の安定を図るため、麦・大豆・飼料作物など他作物を取り込み稻作・転作が一体

となった望ましい水田営農の実現に取り組む農業者・地域を支援するための助成金（水田営農確立助成金）を交付している。

なお、助成金の交付対象者は米需給安定対策の交付対象者であって、生産調整実施者である。

(ウ) 稲作経営安定対策

稻作農家が安心して営農に取り組めるようするため、生産者の拠出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稻作経営に及ぼす影響を緩和するための資金を交付している。

なお、この資金の交付対象者も米需給安定対策の交付対象者であって、生産調整実施者である。

(エ) 水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策

水田を活用して麦・大豆・飼料作物の生産に意欲的に取り組む農業者を緊急に支援するため、湿害の克服、収量向上などの課題に対応した技術対策を計画的に実

表2 水田営農確立助成金の種類及び内容

種類	内 容
(1) 高度水田営農確立助成	規模の大きな経営や生産組織による転作と水稻作を組み合わせた望ましい営農の確立を図るための助成
(2) 団地形成助成	転作田の団地化を進めるための助成
(3) 生産組織・集落営農助成	中核農家等を中心に組織される生産組織による稻作及び転作の組織化を図るための助成
(4) 畜産複合助成	有畜農家と結びついた計画的な飼料作物転作を進めるための助成
(5) 中山間産地形成助成	中山間地域等において農業協同組合を中心に転作作物による産地形成を図るための助成

表3 緊急生産調整推進対策助成補助金等の体系と水準

(単価：千円／10a)

助成の種類	転 作			多面的機能水田	調整水田	保全管理 自己保全管理 土地改良 通年施行	
	一般作物	永年性作物等	特例作物				
米需給安定対策	一般	25	25	4	25	10	4
水田営農確立助成補助金	地域集団加入促進	5	5	5	5	5	—
	高度水田営農確立助成	20	—	2	—	—	—
	団地形成助成	10	—	2	—	—	—
	生産組織・集落営農助成	10	—	2	—	—	—
	畜産複合助成	10	—	—	—	—	—
	中山間産地形成助成	10	—	2	—	—	—

注 (1) 「米需給安定対策」とは、生産者による単位面積あたり全国同一の金額の拠出（水田面積10a当たり3千円）と政府の助成により全国規模で資金を造成し、この資金から地域における生産調整の取組の実態に応じ、交付を行う対策である。

(2) 「地域集団加入促進」とは、生産者団体が自主的に実施する地域における集団的な加入促進の取組に対して、政府が全額助成するものである。

(3) 水田営農確立助成金は、一定の作業規模要件・経営規模要件等を満たす生産組織及び個別経営体（農家、農業生産法人）を対象とし、いずれか一つの種類のみを選択する。

(4) 米需給安定対策のうち永年性作物等転作に係るものについては、一定年限に限り交付する。

(5) 自己保全管理は、市街化区域等では実績算入とする。

表4 水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策

項目	単価
基礎技術実施タイプ	5千円／10a
標準技術実施タイプ	10千円／10a
地域特認実施タイプ	17千円／10a

施する農業者・営農集団に対し必要な経費を助成している。

(オ) 米需給安定対策、水田営農確立助成金及び水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策の体系と水準は表2、3、4のとおりである。

(3) 平成11年度における対策の実施状況と

平成12年度における対策の推進

ア 平成11年度における緊急生産調整推進対策の生産調整実施見込面積(7月31日現在)は、957千haであり、99.7%の実施率となった。

イ 生産調整実施見込面積のうち、転作が548千haで全体の約6割を占めており、このほか、多面的機能水田21千ha、調整水田69千ha、水田預託5千ha、自己保全管理55千ha、土地改良通年施行6千ha及び実績算入253千haとなっている。

ウ 主要な転作作物については、飼料作物(118千ha)、麦(64千ha)、大豆(76千ha)及び野菜(129千ha)の4作物で、転作全体の約7割を占めた。

エ 平成12年度については、平成11年10月29日に「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を決定し、産地ごとに価格・販売動向等を踏まえて需要に応じた米の計画的生産を確実に推進するとともに、それを前提に、米の作付けを行わない水田を有効に活用して、品質・生産性の向上を図りながら、麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を推進する総合的かつ実効性の高い対策を講じることとしている。

第3節 農産物の生産対策等

1 種子対策等

(1) 種子対策

主要農作物(稻、麦及び大豆)の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定的な生産供給体制の確立を図ることが重要である。

このため、農業生産体制強化総合推進対策事業の優良種子生産体制強化総合整備事業において、種子生産技術の高度化と品質管理体制の確立による種子の品質向上や合理的な種子生産団地の育成を推進した。

また、消費者のニーズに即した新しい形質を有する品種を奨励品種として迅速・的確に決定するための品種特性データベースの整備と品質特性評価システムの開発を推進した。

(予算額 3億3,377万円)

(2) そば生産振興対策

優良な国産そばの生産拡大と需給の安定を図るために、生産体制の確立、生産高度化技術の導入の促進、そば産地のブランド化の推進等を実施した。

(予算額 2,242万円)

2 米生産対策

(1) 生産動向

平成11年産水稻の作付面積は1,780千haと前年に比べて13千ha減少した。一方、収穫量は9,159千tと220千t増加した。

作柄は、中国及び四国において、一部の県で9月下旬の台風により被害が発生するとともに、九州において、6月以降の断続的な多雨・日照不足に加え、9月下旬の台風により広範囲に被害が発生したものの、近畿より東の地域では、おおむね天候に恵まれたことから、作況指数は101の「平年並み」、10a当たりの収量は515kgとなった。なお、各地域でカメムシによる被害や異常高温による乳白米等の発生がみられた。

(2) 生産対策

最近の米をめぐる情勢の変化に対応して、共同利用機械・施設等の整備により担い手を中心とする効率的な地域農業生産システムを構築するとともに、生育・土壌診断情報、食味成分分析情報等を活用した営農管理の情報化及び米のばら出荷等に係る産地側の流通基盤を整備することにより、消費者ニーズに即した良質米の安定的な生産・流通体制の確立を推進した。

また、経営体の飛躍的な規模拡大等に資する直播栽培技術を基幹技術として、レーザー均平化技術等の大区画ほ場対応型先進技術との組合せによる新しい稲作技術体系の確立及び普及を推進した。

さらに、中山間地域等の条件不利地域の稲作について、気温の日較差等立地条件を活用した産地形成や産地における精米、もち加工等の高付加価値型米作りを推進した。

加えて、国産米に対する多様なニーズに対応し、最近開発された新品種・系統、多様な栽培技術等を活用した特色ある米作りを推進するとともに、大規模農業経営確立のために不可欠な肥培管理自動制御システムの実用化を促進した。

(予算額 89億802万円)

3 麦生産振興対策

(1) 生産動向

昭和48年産で155千haまで減少した麦の作付面積は、昭和49年度からの麦生産振興対策の強化、昭和53年度からの水田利用再編対策における特定作物への指定等により、平成元年産では39万6,700haにまで回復した。しかしながら、その後、早期水稻との作期競合、作柄不良等による収益性の低下、転作等目標面積の緩和等により、平成2年産以降減少してきたが、平成8年産より増加傾向に転じ、平成11年産は前年比1.7%増の22万700haとなった。生産量については、北海道において、融雪期の遅れによる雪腐病の発生、出穂期以降の高温・少雨による登熟不良等から作柄は不良となつたが、都府県においては天候に恵まれ作柄が良かったことから、全国4麦計では対前年比7万5,300t増の78万8,400tとなっている。

(2) 生産対策

麦は、合理的な輪作体系の確立、水田農業の確立等我が国の土地利用型農業の健全な発展を図る上で重要な作物であるが、近年、需要と生産のミスマッチが問題となっており、その解消を図るために、民間流通への移行と麦作経営安定資金の創設、生産対策・試験研究の強化等今後の麦政策の推進方向を内容とする「新たな麦政策大綱」が平成10年5月に決定された。今後は「新たな麦政策大綱」に即し、契約栽培を基本とする民間流通への円滑な移行に向けて、実需者と産地・生産者が十分に意見交換し、産地ごとに生産性・品質の向上の目標を明確化するとともに、その実現に向けて、担い手の育成・規模拡大、実需者ニーズや品質評価に基づいた品質向上・安定化等を集中的に推進し、生産の定着・拡大を図ることが課題となっている。

このため、農業生産体制強化総合推進対策事業のうち麦大豆品質向上定着特別対策事業において、実需者と連携の下、産地ごとに生産性等の生産振興目標を策定し、その達成に向けて、品質の向上・安定化のための技術体系の確立及び担い手の育成・規模拡大を促進するとともに、大規模乾燥調製施設、品質分析機器等の整備を推進することにより、効率的な生産・品質管理システムの構築を推進した。また、農業経営育成対策事業において、土地利用型農作物の生産性向上を実現するため、担い手を中心とする効率的生産単位の形成の促進、基幹施設・機械の整備等の各種対策を集中的かつ計画的に行なった。

(予算額 189億6,989万円)

4 大豆生産振興対策等

(1) 生産動向

大豆の作付面積は、近年、減少傾向にあったが、平成7年以降、生産調整対象水田面積の増加等により拡大基調にあり、平成11年産では10万8,200haとなっていいる。

また、生産量は单収の伸び悩みと作付面積の減少により減少基調にあったが、平成7年産以降、作付面積の増加に伴い増加基調に転じた。平成11年産については、台風、日照不足等の影響があったことから、10a当たり収量173kg、生産量18万7,200tとなった。

(2) 生産振興対策

農業生産体制強化総合推進対策において、大豆生産に本格的に取り組む主産地の形成を図るため、大豆作振興目標の策定を行うとともに、その達成に向けて、①産地単位での高品質・大ロットでの品質管理システムの構築、②産地の条件や担い手の営農状況等に応じた多様な担い手支援活動の展開、③付加価値の高い大豆生産を行う担い手への支援、④生産・流通・加工に係る条件整備等を総合的かつ集中的に推進し、消費者・実需者ニーズに対応した産地体制の構築を図った。(予算額 99億8,916万円の一部)

(3) 大豆なたね交付金

「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づき、平成10年産の大豆については、9,684百万円、平成11年産なたねについては、47百万円の交付金を交付した。

また、平成11年産大豆、なたねの基準価格をそれぞれ14,011円/60kg、11,361円/60kgと定めた。

(4) 新たな大豆政策の展開

平成11年7月に「新たな大豆政策の在り方」と題する大豆研究会報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、水田を中心とした土地利用型農業の活性化の検討と一体として、今後の大豆政策についての検討が進められ、9月に今後の大豆振興の基本指針となる「新たな大豆政策大綱」を決定した。この大綱は、実需者ニーズを踏まえて品質向上、生産性向上等の努力をすれば生産者が報われるとともに、実需者もこれを希望して利用する状況を創り出し、これにより、国産大豆の需給の均衡を図りつつ量的拡大を目指すことを基本理念としている。

これを受け、生産者・実需者が一体となった「国産大豆協議会」における相互の情報交換や生産者団体が開催する「大豆情報委員会」による需給・価格情報の分析と生産者への伝達が進められた。

また交付金制度の見直しについて、不足払方式から

定額の単価による助成方式に改めることを主な内容とする「大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案」が平成12年2月10日に閣議決定後、第147回国会に提出され、3月29日に可決・成立した。

5 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給率の向上に資するため、甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われており、平成11年産の作付面積は、7万ha（前年比100%）であった。

平成11年産については、初期生育は順調であったものの、7月中旬～8月上旬にかけての数度にわたる大雨や、7月下旬以降の平均をかなり上回る気温の影響を受け、黒根病、根腐病等の根腐症状が発生した。そのため、10a当たり収量は、5.4t（同92%）と平年並、生産量は379万tと史上最高の生産量であった前年産より37万t減少した。根中糖分は大雨、高温の影響並びに根腐症状の発生により、16.6%と平年を下回る低い水準となった。

さとうきびの生産は、いも類からさとうきびへの回帰等により、平成11年産の収穫面積は2万2,800ha（同102%）となった。

10a当たり収量は、台風、干ばつ等の影響により年による変動が大きいが、平成11年産については、台風18号（9月下旬）による被害があったものの、作柄は平年並であったため、鹿児島県では6.6t（同87%）、沖縄県では7.1t（同97%）となり、両県平均では6.9t（同93%）となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道の畑作農業において輪作体系を構成する基幹的な作物であるが、てん菜を原料とする砂糖の供給が過剰基調にあること、砂糖の内外価格差の縮減が求められていることから、その生産振興に当たっては、需要に応じた計画的生産の推進及び生産性・品質の向上を図る必要がある。このため、平成11年度は次の事業を実施した。

ア 農業生産体制強化総合推進対策において、生産コストの低減、省力化等を図るために、集団営農用機械の導入、小規模土地基盤の整備、直播栽培等の新技術の確立・実証の推進等について助成を行った。

（予算額 23億9,765万円の一部）

イ 甘味資源生産振興事業において、てん菜生産に係る新技術についての検討会の開催、国内で育成された優良新品種の原原種及び原種の生産、国際共同育成品種の育成支援のための調査等を行った。

（予算額 2,008万円）

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県農業の基幹作物として極めて重要な作物であり、その生産振興に当たっては、生産性及び品質の向上を図り、担い手を中心とする効率的かつ安定的なさとうきび産地を育成していくことが重要である。このため、平成11年度は次の事業を実施した。

ア 農業生産体制強化総合推進対策において、担い手を中心とする効率的なさとうきび生産出荷体制の実現に向けた総合的な検討及び指導を行うとともに、ハーベスターの導入、共同利用施設の整備等について助成を行った。

また、バガス等の堆肥化による高品質・安定的なさとうきび産地づくりに必要な共同利用施設の整備等について助成を行った。

（予算額 9億6,537万円）

イ 早熟・高糖・多収性品種を中心とした優良種苗の増殖及び普及のため、原種ほの設置に対する助成を行った。

（予算額 2,794万円）

ウ ハーベスターによる収穫作業の機械化を一層推進していくために不可欠なトラッシュ除去装置の開発・実用化を行う事業について助成を行った。

（予算額 1,192万円）

6 特産農産物の生産振興対策

(1) 特産農産物の生産動向

いも類、豆類、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用として需要が限定されていること、また、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により関税化した畑作物については、中長期的に見た関税化

による国内農業への影響に対処することが重要である。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

ア いも類

平成11年産甘しょの作付面積は、前年より1,100ha(2%)減少して4万4,500haとなった。10a当たり収量は2,270kg(主産県の作況指数97)であり、生産量については、関東ではおおむね天候に恵まれ生育が順調であったものの、九州では6月下旬以降の多雨及び日照不足により生育が抑制されたため前年比12%減の100万8,000tとなった。

また、馬鈴しょの作付面積は、前年より2,200ha(2%)減少して9万7,700haとなった。生産量については、大産地の北海道で作付面積が減少したことや、十勝地域で7月上・中旬の日照不足及び7月上旬から9月中旬にかけての高温・小雨の影響により肥大が抑制されたことから、北海道産は225万5,000t(10a当たり収量3,700kg)、都府県産の春植66万1,000t(同2,015kg)、同秋植4万7,000t(同1,352kg)であり、この結果、全国の生産量は前年より11万t(4%)減少し296万3,000tとなった。

イ 雜豆・落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び綠豆は除かれる。このうち小豆の平成11年産の作付面積は4万5,400ha(前年比3%減)、いんげんは1万2,400ha(同9%減)であった。

生産量については、小豆が開花期以降の高温により札幌・函館地域では粒の充実が抑制され、帯広・北見地域では稔実が順調で地域により差が生じたものの8万600t(同4%増)、いんげんは開花期以降の高温・少雨により、粒の充実が抑制され2万1,400t(同14%減)となった。

落花生は、作付面積が1万1,500ha(同4%減)とやや減少した。しかしながら作柄は、天候に恵まれたことから作況指数が105となり、生産量は2万6,400t(同6%増)となった。

ウ 茶

平成11年の茶栽培面積は、前年に比べ500ha減の5万700haとなった。荒茶生産量は、一番茶が低温や摘採期の少雨等により芽伸びが抑制されたことに加え、一部の地域で凍霜害があったことから減少したものの、二番茶以降は天候に恵まれたことから、平成11年産の生産量は8万8,500t(前年比7%増)となった。茶の輸出は828t(同10%増)で、うち緑茶が755t(同16%増)

であった。一方、輸入は4万9,269t(同9%増)で、うち紅茶が1万3,807t(同25%減)、その他の茶が2万3,415t(同14%増)、緑茶が1万2,047t(同88%増)であった。

エ その他の特産農産物

その他の特産農産物の生産量は、いぐさが4万9,500t(同19%減)、こんにゃく芋は主産県(群馬県、栃木県)で5万7,400t(同32%減)、ホップが619t(同19%減)であった。

(2) 特産農産物の生産流通対策

ア 高付加価値型農業等育成事業(地域特産物産地育成型)

い、茶、こんにゃく芋、ホップ、葉たばこ、薬用作物、香料作物、いも類、雑豆類等については、健康、安全性、本物志向等による需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産流通体制の整備による生産基盤の強化、新規需要の発掘とその供給体制の整備及び生産技術先進モデル地区の設置、先進技術導入のための条件整備等を実施した。

(予算額 8億6,591万円)

イ 新特産産地形成促進事業

中山間地域等において、新たな作物の定着を図り、収益性の高い複合経営を確立するため、少量生産体制に対応した生産システムの確立、販路の開拓、これらの作物の生産・加工に必要となる施設整備等を推進し、新たな特産産地の形成を実施した。

(予算額 1億7,230万円)

ウ その他の特産農産物の生産流通対策

いについては、高品質化、低コスト化及びブランド確立による輸入製品との差別化を図るため、先進技術の導入等を通じた産地体制の再構築を実施した。また、需要動向に見合った計画的な生産と需要の拡大を図る等需給安定対策を行うい・い製品需給安定対策事業を実施した。

(予算額 2億2,152万円)

茶については、計画的な生産と消費の拡大を図る等需給安定対策を行う茶生産流通安定対策事業を実施した。

(予算額 1,358万円)

こんにゃく芋については、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として、こんにゃく芋の計画生産体制を確立するとともに、省力化・高付加価値化による経営体質の強化を図る特定畠作物生産再編事業(こんにゃく芋分)を実施した。

(予算額 9,079万円)

このほか、ハーブ等の生活にうるおいを与える特産

農産物について、生産や利活用法等に関する情報を整備し、産地と実需者等との連携体制作りを進め、需要の拡大等を図るハーブ等特産農産物情報推進事業を実施した。

(予算額 743万円)

(3) UR関連畑作物対策

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により関税化した雑豆、落花生、こんにゃく芋及びでん粉について、関税化による国内農業への影響に対処するため、関税化した畑作物の消費動向の調査、消費拡大、新規用途の開発・普及によって需要確保を図るとともに、でん粉原料用いも類及び甘しょり生切干の加工食品用等への用途転換、雑豆・落花生及びこんにゃく芋の需給動向調査等を実施した。

(予算額 5,618万円)

(別に既存資金からの充当額 7,382万円)

7 果樹農業振興対策

(1) 果樹の生産対策

ア 果樹生産の動向

平成11年の果樹栽培面積は29万700haとなり前年に比べ4,600ha減少した。種類別にみると、とうとう(50ha増)、西洋なし(50ha増)等では増加したものの、うんしゅうみかん(1,100ha減)、りんご(800ha減)等では減少した。

平成11年産の主要果実の収穫量(農林水産統計速報)は409万9,100tとなり、前年産に比べて32万5,300t増加した。これは、表年にあたり、著しい需給の不均衡が見込まれたうんしゅうみかんについて、平成11年5月に生産出荷安定指針を策定・公表し、摘果等の取組を行ったものの、夏期の降雨が多かったこと等による果実肥大の影響等により、対前年比25万3,000t増の豊作となった他、りんご(4万8,000t増)、かき(2万5,900t増)、うめ(2万3,500t増)等で増加したことによるものである。一方、いよかん(2万5,400t減)、なつみかん(1万2,300t減)、もも(1万1,600t減)等では減少した。

イ 果樹の生産に関する施策

(ア) 農業生産体制強化総合推進対策

果樹農業を適切な方向に誘導して長期的な需給安定を図るために、平成17年度を目標年度とする「果樹農業振興基本方針」に基づき、農業生産体制強化総合推進対策において、次の諸対策を総合的に実施した。

a 高品質、省力・低コスト生産のため、高能率園地への整備、流通施設の整備とともに、地域の特性をいかした多様な果実の生産流通等を推進した。

b モデル地区において、果樹の低樹高省力化技術体系の実証、経営の診断等を行い、省力化のための革新的技術の導入及び普及を行った。

c 國際競争に対応し、果樹栽培の省力化及び高品質化を進め、生産条件の改善を緊急に推進するため、UR関連果樹対策として、りんごのわい化栽培、うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接等を実施した。

(予算額 56億6,398万円)

(イ) 果樹産地再編活性化推進事業

生産条件の整備に加え、果樹産地の持つ特色ある機能を活用して、消費者との交流促進等により生産・流通・加工・販売・サービスを含めた総合的な地域振興を推進した。

(予算額 9億8,512万円)

(ウ) 農業改良資金

農業改良資金においては、「生産方式改善資金」のうち「果樹栽培合理化資金」の貸付けを行った。

(貸付実績見込み 2億1,859万円)

ウ 果樹農業研修所

果樹農業を担う人材の育成を図るため、果樹農業の機械化その他の果樹農業に関する研修及びこれに必要な果樹農業の近代化に係る技術体系の実証を実施した。

(予算額 1億4,788万円)

(2) 果実の流通合理化対策

果実の需要の動向に即応した安定的な生産及び出荷の推進並びに流通合理化を図るため、年間の需給見通し、生産出荷の安定等に関する事項について、関係者を集め協議を行った。

果実の集出荷の合理化を図るため、集出荷施設、低温貯蔵施設等を設置することにより、果樹産地の整備と価格の安定を図った。

(3) 果実の加工対策

加工原料用果実価格安定対策等を通じて原料の契約取引の推進、供給の円滑化等原料の需給安定に努めた。

平成11年産うんしゅうみかんについては、品質低下等により価格が低落したため、果実緊急需給調整特別対策事業により、生果の加工仕向を促進した。

(予算額 3億6,850万円)

(4) 果実の価格安定対策等

果実の生産出荷の安定化を図るため、計画生産出荷の促進、加工促進等の需給安定対策等を強力に推進するための資金を助中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成した。

(ア) 特定果実等計画生産出荷促進事業

平成11年産うんしゅうみかんについては、生産量と需要量の著しい不均衡が見込まれたため、摘果等の推進及び出荷調整等を行う特定果実計画生産出荷促進事業を実施した。

(予算額 4億9,219万円)

(イ) 加工原料用果実価格安定対策事業

加工原料用果実（缶詰原料用うんしゅうみかん）の価格安定を図るため、平成11年度及び平成12年度分についての資金を造成した。

(予算額 9,975万円)

(ウ) 果汁消費促進特別対策事業

果汁消費の安定的拡大を図るため、小・中学校等へうんしゅうみかん果汁の供給を行った農業者団体に対し、補助金を交付した。

(予算額 6,000万円)

(エ) 果樹栽培管理機械開発事業

果樹栽培における総合的な機械化体系を確立するため、中央果実基金が生物系特定産業技術研究推進機構に委託し、各種作業機械の開発を行った。

(予算額 2,571万円)

(オ) 果実加工品調整保管事業

うんしゅうみかんを果実製品に加工し、調整保管を実施する事業に要する経費の造成（2か年分割造成の1年目）を行った。

(予算額 6,200万円)

(カ) UR関連果樹対策

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴い、国内果樹農業の体质強化と需給の安定を図るため、UR関連果樹対策として、果樹生産農家への利子補給、需給調整対策、消費拡大対策、輸出振興対策等を実施することとし、必要な資金の造成及び事業を行った。

(5) 果実等の消費拡大対策

UR関連果樹対策の一環として、生鮮果実及び果実加工品の消費拡大を図るため、イベント開催、店頭販売促進活動等、各種メディアを利用した広告宣伝を実施するとともに、果実の輸出振興のため、輸出体制の整備、市場調査、輸送試験及び海外における消費宣伝活動を実施した。

(6) 果実等の台風被害対策

台風第18号による暴風雨等により果実の落下のみならず果実生産の基盤である樹木被害が発生したことから、樹木の倒伏等の被害を受けた果樹園の復旧のための改植、防風施設の整備等を実施した。

(予算額 3億210万円)

(7) 果実及び果実加工品の輸出入

ア 輸出の動向

平成11年の生鮮果実の輸出は、うんしゅうみかんがカナダ向けを中心に4,519t、なしが香港・シンガポール向けを中心に4,187t、りんごがタイ、台湾向けを中心に2,577t、かきがタイ、香港向けを中心に874t輸出された。

果実加工品の輸出のうち、みかん缶詰は、前年比53%増の124t、果汁を含有する飲料は、前年比528%増の3,535kℓが輸出された。

イ 輸入の動向

平成11年の生鮮果実の輸入量は、バナナが98万t、グレープフルーツ、オレンジ、レモン等のかんきつ類が45万t、パインアップルが9万tであった。

果実加工品の輸入のうち果実缶詰の輸入量は、30万6千tで、品目別には、パインアップル缶詰が5万7千t、もも缶詰が6万4千t、ミックスドフルーツ缶詰が1万6千tであった。

果汁の輸入量は、前年比18%増の21万kℓ（濃度不明）で、品目別にはオレンジが8万1千kℓ、りんごが6万kℓ、グレープフルーツが1万9千kℓ、ぶどうが2万3千kℓ、パインアップルが5千kℓであった。

8 花きの生産普及対策

(1) 花き生産状況

平成10年産の花きの生産の動向は表6のとおりである。

表6 平成10年産の花きの生産の動向

切花類	作付面積(ha) 前年比(%)	出荷数量 前年比(%)	生産額(億円) 前年比(%)
鉢もの	2,009 (103)	281,000(千鉢) (104)	1,264 (100)
花壇用苗もの	1,287 (114)	632,000(千本) (120)	324 (119)
花木類	13,916 (97)	161,699(千本) (90)	1,505 (94)
球根類	1,080 (100)	310,500(千球) (91)	64 (105)
芝	8,922 (95)	6,927(ha) (96)	119 (93)
地被植物類	156 (105)	74,258(千鉢・千本) (122)	61 (97)
合計	47,070 (99)	— (—)	6,346 (100)

(2) 花きの生産・流通対策

(ア) 花きの生産・出荷体制に関する施策

広域的な花き生産・出荷体制の確立を図るために、集出荷情報、市場流通情報等を活用した大規模生産・出荷システムや、出荷容器のリサイクル利用等による合

理的な広域生産・出荷システムの構築に必要な条件整備を図るとともに、一斉開花・収穫技術等飛躍的な生産性の向上を実現する省力・多収栽培技術体系の実証及び確立を行った。

また、中山間地域等の中小産地の振興を図っていくため、産地と消費者との連携強化を通じた地域特産花きの育成を推進するとともに、新品種や新たな栽培技術の普及、消費者に対する啓発・普及を行うための拠点施設の整備及び優良種苗の安定供給体制の整備を行った。

(予算額 9億86万円)

(イ) 花きの需給安定対策

花きの需要の多様化に対応して、生産・出荷状況、市場流通及び消費実態等を調査し、花きの需給に関する基礎資料の整備及び需給安定の推進を図った。

また、花き関係の基礎データの整備を行い、直面している課題について調査・分析を行うほか、希少植物の栽培技術等について調査を行った。

(予算額 1,353万円)

(ウ) 農業改良資金

農業改良資金においては、「生産方式改善資金」のうち、「花き生産高度化資金」の貸付けを行った。

(貸付実績見込み 3億4,100万円)

(3) 花きの消費拡大対策

花きの普及定着による豊かな国民生活の実現を図るために、周年的な花きの消費の促進、花のまちづくりコンクールの開催等全国レベルの取組や、小学校における緑化活動を通じた情操教育の推進及びガーデニング教室の開催、普及リーダーの育成等への地域レベルでの取組など花きの関係団体・都道府県が一体となって行う「21世紀花のある生活普及啓発運動」を展開するとともに、カジュアルフラワー（手ごろな価格の日常的日常生活需要用の花き）の流通モデルの確立を図った。

また、我が国の代表的な園芸技術、花や自然にかかる文化及び生活を紹介し、花き産業の振興と国際交流を促進するため、中国で開催された昆明世界園芸博覧会へ政府出展し、その運営・管理、出展植物等の調達・設置等を行った。

(予算額 2億3,049万円)

9 野菜生産対策

(1) 野菜生産（主要28品目）の動向

野菜の作付面積は、昭和50年代に増加傾向で推移してきたものの、生産農家の高齢化、機械化・省力化の立ち遅れ等から、キャベツ、だいこん、はくさい等重量野菜を中心として昭和60年以降減少傾向に転じ、平

成11年には45万5千haとなった。（表7）

収穫量をみると、前年が天候不順であったこともあり1,286万tとなり、出荷量も1,043万tとそれぞれ前年産に比べて増加した。（表8）

表7 主要28品目の野菜の作付面積の動向

区分／年次	平成9年	10	11（速報値）
作付面積	466,400ha	460,200ha	455,400ha

資料：統計情報部「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表9の品目欄に掲げる野菜である。

表8 主要28品目の野菜の収穫量及び出荷量の動向

区分／年次	平成9年	10	11（速報値）
収穫量	13,284,000t	12,639,000t	12,861,000t
(対前年比)	(97.8%)	(95.1%)	(101.8%)

出荷量 10,698,000t 10,245,000t 10,430,000t

(対前年比) (97.8%) (95.8%) (101.8%)

資料：統計情報部「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表9の品目欄に掲げる野菜である。

平成11年産の作付面積及び収穫量を類別にみると表9のとおりである。

収穫量については、おおむね天候に恵まれたことにより全体的に増加している。

ア 根菜類

作付面積は、にんじんが前年産の市場価格が堅調であったこと等により、前年産に比べ1%増加したもの、だいこん等が生産者の労働力不足や市場価格が低迷したこと等から、前年産に比べ2%減少した。

収穫量は、かぶ及びさといもが作付面積の減少等により前年産に比べそれぞれ6%, 4%減少したものの、他の品目がおおむね天候に恵まれ生育が順調だったことから、前年産に比べ3%の増加となった。

イ 葉茎菜類

作付面積は、はくさい等が生産者の労働力不足から、前年産に比べ1%減少したものの、ねぎが前年産の市場価格が堅調であったため前年並となった。

収穫量は、北海道においてたまねぎが5月中旬以降の高温・少雨並びに7月下旬以降8月上旬にかけての断続的な大雨及びその後の高温の影響により肥大不良となったことから、11%減少したが、他の品目がおおむね天候に恵まれ生育が順調だったことから、長雨の影響を受けた前年産に比べ1%の増加となった。

ウ 果菜類

作付面積は、かぼちゃが北海道で加工用契約栽培作物及び転作作物として増加したが、なす、きゅうり等が生産者の労働力不足等により減少したことから、前年産並となった。

表9 平成11年産主要野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品 目	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	10a当たり収量	対前年比		10a当たり平均収量	参考
						単位	作付面積:ha		
							収穫量・出荷量:t		
根 菜 類	455,400	12,861,000	10,430,000	99	—	102	102	—	—
根 菜 類	121,800	3,523,000	2,714,000	98	—	103	103	—	—
だいこん	47,700	1,948,000	1,466,000	98	104	102	102	102	102
かぶ	6,530	179,100	137,900	98	96	94	94	96	96
にんじん	22,600	676,700	588,400	101	103	104	105	101	101
ごぼう	11,400	203,800	164,900	98	111	108	109	99	99
れんこん	4,790	75,100	58,000	98	107	105	105	108	108
さといも	20,000	247,700	148,100	96	100	96	97	106	106
やまといも	8,880	193,100	150,600	100	110	109	109	108	108
葉 茎 菜 類	138,500	4,617,000	3,764,000	100	—	101	100	—	—
はくさい	23,500	1,079,000	809,100	99	110	109	109	103	103
キヤペツ	37,400	1,471,000	1,254,000	100	105	105	105	101	101
ほうれんそう	25,500	329,100	260,200	99	103	102	102
ねたまねぎ	25,300	532,300	410,700	102	102	105	105	97	97
たまねぎ	26,700	1,205,000	1,030,000	100	89	89	88	98	98
果 菓 類	65,600	2,438,000	2,002,000	100	—	102	103	—	—
なす	13,600	473,200	348,500	98	105	103	105	104	104
トマト	13,600	768,700	673,500	100	101	101	101	101	101
きゅうり	15,600	765,800	644,300	98	105	103	104	102	102
かぼちゃ	18,600	265,600	194,600	104	99	103	104	97	97
ピーマン	4,170	165,100	141,000	99	104	103	104	102	102
豆 類 等	57,600	472,600	335,700	97	—	101	102	—	—
さやえんどう	5,630	36,000	23,200	95	104	99	100	99	99
えだまめ	12,700	80,300	52,400	98	104	102	103	101	101
さやいんげん	8,910	62,000	37,800	97	96	93	93	92	92
未成熟とうもろこし	30,400	294,400	222,400	97	106	103	104	101	101
果 実 的 野 菜	39,600	1,115,000	988,200	97	—	100	100	—	—
いちご	7,540	203,100	184,300	99	114	112	112	110	110
すいか	17,700	595,300	514,700	97	102	99	99	102	102
露地メロン	13,100	278,200	251,600	94	99	93	93	97	97
温室メロン	1,340	38,600	37,500	102	102	104	104	98	98
洋 菜 類	32,300	695,000	626,200	101	—	108	107	—	—
レタス	21,700	540,700	494,000	101	106	107	106	103	103
セルリ	722	38,400	36,200	100	104	104	104	102	102
カリフラワー	1,790	32,300	25,700	97	116	113	113	100	100
ブロッコリー	8,110	83,600	70,300	103	111	114	114	104	104

資料：農林水産省「平成11年産野菜の作付面積、収穫量及び出荷量（速報）」

収穫量は、かぼちゃの作付面積が増加したことや、なす等がおおむね天候に恵まれ、着果数が多く肥大も良好であったことから、前年産に比べ2%の増加となった。

エ 豆類等

作付面積は、さやえんどうが、播種期以降の長雨等の影響により、作付けを中止した地域があったこと、未成熟とうもろこしが加工用契約栽培の減少したこと等により3%減少した。

収穫量は、さやえんどう等の作付面積の減少及び6

月以降の長雨・高温の影響により前年産に比べて減少したが、えだまめ等がおおむね天候に恵まれ、受精及び粒の肥大が良好となったことから、前年産に比べ1%増加した。

オ 果実的野菜

作付面積は、いちご、すいか及び露地メロンが他野菜への作付転換等により、前年産に比べ3%減少した。

収穫量は、いちご及び温室メロンがおおむね天候に恵まれたことから、前年産に比べそれぞれ12%、4%増加したものの、すいか及び露地メロンの作付面積の

減少等により、前年並となった。

カ 洋菜類

作付面積は、カリフラワーが市場価格の低迷等により減少したが、レタスが前年産の市場価格が堅調であったことや、ブロッコリーが関係機関による作付指導があったこと等により、前年産に比べ1%増加した。

収穫量は、レタス及びブロッコリーの作付面積が増加したこと、カリフラワー等がおおむね天候に恵まれたことから、長雨等の影響を受けた前年産に比べ8%の増加となった。

(2) 野菜の生産対策

生産農家の高齢化や機械化の立ち遅れ等に加え、輸入野菜との競合により国内供給力の低下・不安定化が懸念されている。一方、消費者の本物・健康志向の高まりや業務用需要の増大など、ニーズの多様化が進んでいる。また、環境問題への関心の高まりから、園芸用使用済プラスチックの適正処理の推進が大きな課題となっているほか、病原性大腸菌O157食中毒事故等を契機に、食品としての安全性の一層の向上が求められている。こうした中で、環境衛生対策の推進等、消費者・実需者の多様なニーズに対応しつつ、野菜の国内供給力を強化するとともに以下の事業等を実施した。
(予算額 45億5,446万円)

ア 農業経営育成生産システム確立事業

野菜の国内供給力の強化を図るため、育成すべき経営体等を中心とした地域労働力の調整確保、作柄安定化対策等の地域ぐるみの取組を通じ、産地全体として合理的な生産システムの確立を推進するとともに、農地及び労働力の集積並びに機械化一貫体系の導入を通じた産地再編を推進するため、協議会の開催、技術実証展示会・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、集団営農用機械の整備等を実施した。

(予算額 16億4,760万円)

イ 農業キーテクノロジー等確立実証モデル事業 (野菜実証モデル分)

労働時間の縮減と作業の快適化を図り、効率的・安定的でゆとりのある野菜経営を実現するため、野菜の機械収穫物の流通を含めた機械化一貫体系等の技術を早急に確立・普及することとし、都道府県検討推進会議及び現地推進会議の開催、実証展示会の設置・運営、小規模土地基盤整備、共同利用施設整備、集団営農用機械の整備等を実施した。

(予算額 1億3,919万円)

ウ 畑作生産再編事業

指定野菜の安定的な供給体制を維持・強化するため、指定産地の計画的育成、既存指定産地の活性化に向け

た推進協議会の開催及び計画に基づく基幹施設の整備を行うとともに、先進的な施設園芸団地の形成に向け、高度な環境制御や生産行程の自動化等が可能なシステムを導入したモデル施設の整備を実施した。

(予算額 3億1,124万円)

エ 高付加価値型農業等育成事業

国際競争力のある野菜産地の育成、中山間地域や都市的地域における立地条件を活用した特色ある産地の育成及び実需者等との連携の促進により業務用ニーズに対応しうる生産出荷体制の確立を図るために、協議会・検討会の開催、小規模土地基盤整備、共同利用施設、集団営農用機械の整備等を実施した。

(予算額 13億8,489万円)

オ 最先端施設園芸技術実証推進指導

先端性や付加価値の高い施設園芸の確立を図るために、最先端施設園芸技術の生産現場での技術実証、消費者評価追跡調査及び研修会の開催等を実施した。

(予算額 7,851万円)

カ 特定需要対応野菜安定供給推進指導

業務用野菜の安定供給に向けた生産出荷体制の確立を図るために、質的な特徴を活かした野菜生産の技術面に係る調査分析、多様なニーズに対応しうる安定的な生産出荷方策の検討等を実施した。

(予算額 1,894万円)

キ 野菜生産衛生管理システム構築指導

国産野菜の一層の安全性向上による消費者の安心感の確保を図るために、HACCP方式を踏まえ、施設生産される生食用野菜等の生産・出荷段階における衛生管理のガイドラインづくりに向けた調査検討を実施した。

(予算額 2,198万円)

ク 園芸用プラスチック適正処理推進指導

園芸用使用済プラスチックの適正処理のための仕組みを早急に構築するため、農家ごとの購入、排出状況等のデータベース化等をモデル的に推進するとともに、再生品の用途開発等を実施した。

(予算額 4,603万円)

10 蚕糸生産振興対策

(1) 蚕糸対策

ア 概要

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしてきている。

しかしながら、近年、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきてい

る。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、バブル経済崩壊後の不況、国際生糸価格の低落等の影響を受け、需要の減退と絹製品の輸入の増加を招き、その結果、生糸価格は低落し、平成5年8月末以降安定基準価格を下回る水準で推移した。

このような蚕糸業をめぐる情勢や規制緩和等への要請の高まりを踏まえ、平成8年8月21日に連立与党農林水産調整会議において、今後の蚕糸制度とその運営の改善方策として、「蚕糸制度等の改善について」が取りまとめられた。これを受け、農畜産業振興事業団による国産糸売買業務の廃止等を内容とする「繭糸価格安定法の一部を改正する法律案」及び製糸業の免許制の廃止や生糸検査の任意化等を内容とする「製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案」が第140回通常国会において成立・公布され、平成10年4月1日に施行された。これに伴い価格安定帯制度は廃止され、取引の指標となる上位指標価格及び下位指標価格をそれぞれ6,000円/kg, 4,700円/kg（平成10年6月～平成11年5月）と定めた。

国境措置については、平成7年4月からのWTO協定実施に伴い、生糸については蚕糸砂糖類価格安定事業団による国家貿易は維持するが、事業団による一元輸入制度を見直し、蚕糸砂糖類価格安定事業団以外の者でも関税相当量を支払えば生糸を輸入できることとし、繭については事前確認制から関税割当制度に移行した。なお、行政改革の一環として、蚕糸砂糖類価格安定事業団及び畜産振興事業団を統合することとし、蚕糸関係業務は新たに平成8年10月1日に設立された農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）が引き続き行うこととなった。

イ 10生糸年度における需給事情

10生糸年度（平成10年6月～平成11年5月）の生糸需給は、繭生産量1,980t（前年比21%減）、繭輸入量887t（同36%減）で、生糸の国内生産量は14,109俵（同44%減）となっており、これに生糸輸入量38,425俵（同36%増）を加えた生糸供給量は52,534俵（同2%減）となった。

一方、需要量は国内生糸引渡数量が52,640俵（同3%減）であったので、生糸の年度末在庫は27,619俵となり、このうち事業団在庫が20,255俵（同0.5%増）となつた。

生糸価格は、平均で3,606円/kg（同20%低下）であった。

(2) 養蚕対策

ア 養蚕概要

平成11年における養蚕業の動向は、養蚕從事者の高

齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格が低水準で推移していることなどにより、飼育中止や掃立規模を縮小する農家が増加したため、養蚕農家数、桑園面積及び収繭量は前年に引き続き大幅に減少した。

養蚕農家戸数は4,030戸で前年に比べ1,040戸（20%）の減少、桑園面積は7,350haで前年に比べ2,950ha（29%）の減少、収繭量は1,496tで前年に比べ484t（24%）の減少となっていた。

収繭量を蚕期別にみると、春蚕は596t（前年比22%減）、初秋蚕は391t（同34%減）、晩秋蚕は509t（同18%減）となっている。

イ 養蚕振興対策

(ア) 養蚕ブランド産地の育成

絹需要の減退、輸入絹製品の増加など我が国蚕糸業が厳しい状況におかれている中で、養蚕の維持・発展を図るため、高品質化等による差別化や実需者ニーズに即した繭づくりを行うブランド産地の育成とともに、養蚕と他作物との合理的な組合せによる複合経営の高度化を図り、地域条件に応じた総合的な養蚕産地の活性化を推進する「養蚕ブランド産地活性化対策事業」を実施した。

（予算額 2億4,650万円）

a 県及び地区推進事業

流通業者、アパレルメーカー等の参加による「ブランド化戦略推進機構」を設置し、川下ニーズの把握・分析、製品試作や開発商品のPR活動への支援、複合経営を高度化するための地域適合作物の検討や技術指導等を行う事業を実施した。

b 条件整備事業

ブランド化に必要な製品試作、商品化等を行う生糸等加工施設や複合化のために必要な小規模土地基盤整備、既存蚕舎等の改造による菌茸等栽培施設等の整備を行う事業を実施した。

(イ) 繭生産対策の指導

高齢化の進展等により大幅に縮小してきている我が国養蚕業の維持・発展を図るために、中核的養蚕農家を核とした生産性の高い養蚕産地を早急に育成すること、革新的技術を導入した先進国型養蚕業の早期確立・普及による低コスト化を推進することが重要な課題である。

以上のような考え方の下に、生産性の高い養蚕産地の育成については、今後育成すべき農家に対し施策の集中化・重点化を図ること、新たな普及指導体制の構築及びこの指導体制のもとで計画的な産地再編合理化を図ること、また、先進国型養蚕業については、一般

への普及へ向けて受入体制の整備を図ること、革新的技術を既存の技術体系に組み入れ、中小規模も含めた養蚕農家全体の低コスト化を図ること等の対策を推進した。

ウ 災害

平成11年度の気象災害、病害等による被害量（繭に換算）は72.7t、被害率は4.6%と前年に比べ0.2%減少した。

(3) 繭・生糸の流通対策

平成11年度の繭取引は、養蚕農家の手取りを確保するため、1,518円/kgの取引指導繭価を設定した。この結果、年間平均の取引価格は1,569円/kg（平成10年度1,580円/kg）となった。

(4) 絹需要増進対策

平成2年12月に蚕糸業振興審議会において策定された「絹需要増進に関する今後の行動計画」に基づき、平成11年度は前年度に引き続き、ハイブリッドシルク等新しい素材を用いた製品開発の促進、シルクの宣伝・普及、販売促進等に対し、事業団の蚕糸業振興資金からの助成を行った。

(5) 製糸業対策

製糸業の経営の安定と新たな対応を進めるため、平成11年度においては、良質生糸生産、ブランド化、コストの低減等の推進指導を行った。また、国産繭の減少に伴い、輸入繭による原料繭確保が不可欠であり、11会計年度の関税割当枠として1,995tを設定した。

(6) 繭糸価格安定対策

ア 概要

(ア) 生糸価格の推移

生糸価格は、平成2生糸年度以降、安定価格帯の水準内で推移していたが、平成5年8月以降、バブル経済の崩壊等を背景に安定基準価格を下回る水準で推移した。

これに際して、事業団による輸入生糸の買換え及び短期保管事業、製糸団体による調整保管を実施したもの、その後も糸価が低迷を続けたため、平成7年6月より8年振りの事業団買入れ（10,418俵）を行い、9月以降糸価は落ち着きをみせ、平成8年には、おおむね安定価格帯の範囲にあった。平成9年以降の生糸価格は景気の先行き不安などから低迷状態で推移した。

(イ) 繭価確保への取組

平成6年度に、養蚕農家の手取りを確保するための取引指導繭価（1,518円/kg）を設定し、国の繭安定供給体制整備事業を実施する一方、製糸業者に対しては、取引指導繭価での繭代の支払いを支援するため、事業

団の蚕糸業振興資金から助成を行うとともに、需給上必要な所要量の輸入繭の割当てを行った。

イ 繭・生糸の輸入体制

(ア) 繭の輸入

繭は、平成7年度から関税割当制度が導入され、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案して割り当てる仕組みとなっている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ需給動向に応じて的確に設定している。平成11年度の関税割当枠は、1,995tに設定した。

また、平成8年に生糸価格の堅調を背景にくず繭が大量に輸入され、需給の混乱を招いたため、くず繭の関税分類基準を平成9年6月に改正し、輸入管理を徹底した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられることとなっており、基準額2,968円/kgに対し平成11年度は2,597円/kgが適用された。

(イ) 生糸の輸入

生糸は平成7年度にそれまでの蚕糸砂糖類価格安定事業団による一元輸入制度が関税化され、関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなつたが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。11生糸年度は割当枠37,000俵、調整金の上限を490円/kgに設定した。

なお、生糸の二次税率については6年間で15%引き下げられることとなっており、基準額8,209円/kgに対し平成11年度は7,183円/kgが適用された。

ウ 農畜産業振興事業団の運営

(ア) 運営概況

事業団蚕糸部門については、「行政改革プログラム」（平成8年12月閣議決定）に即して、平成10年4月に国産糸壳買操作業務を廃止するとともに、平成9年度から平成11年度の間に大幅な合理化を行うこととなり、平成11年度の蚕糸部門定員は、9年度に比べて12人減の9人となった。

(イ) 事業実績

平成11事業年度の事業実績は次のとおりである。

a 生糸輸入調整業務

輸入申告に係る買入れ、売戻し

買入・売戻数量	38,992俵
---------	---------

実需者輸入分	38,992俵
--------	---------

一般者輸入分	—
--------	---

b 生糸短期保管事業

—

c 繭糸生産流通合理化等助成事業